

令和6年度

入学料減免・入学料徴収猶予 申請のしおり

申請書類の提出方法・提出期限等

申請書に必要な書類を添えて提出してください。申請に必要な書類は **3. 提出書類** をご覧ください。

申請書類は、入学手続き書類とともにご提出ください。

申請をした場合は、結果が判明するまでの間は、決して入学料を納入しないでください。(結果が判明するまでの間、入学料及び授業料の納入が猶予されます。口座振替の手続をされている方は、結果が判明するまで引落はされません。)

申請書類の提出期限は次のとおりです。(入学手続き期間と同じ、入学手続き最終日の17時00分までです。)

◎学 部(私費外国人留学生、高等学校卒業後2年を超えて入学した者)

教員養成特別、推薦、自己推薦、社会人、帰国子女……	令和6年2月14日(水)～2月19日(月)
編入学……	令和6年3月 9日(土)～3月15日(金)
一般選抜(前期日程)……	令和6年3月 9日(土)～3月15日(金)
一般選抜(後期日程)……	令和6年3月23日(土)～3月27日(水)
私費外国人留学生……	令和6年3月 9日(土)～3月15日(金)

◎別 科…… 令和6年2月14日(水)～2月19日(月)

◎大学院…… 令和6年3月 1日(金)～3月 7日(木)

選考の結果等

◎入学料減免申請…選考の結果は、7月頃に連帯保証人に通知します。半額免除になった場合は入学料の半額を、不許可になった場合は入学料の全額を、**通知日から14日以内**に納入していただくことになります。

※なお、半額免除または不許可になった方で、入学料減免申請時に入学料徴収猶予申請をしていた場合は、併せて、入学料徴収猶予の判定が行われます。(入学料減免申請時に入学料徴収猶予申請をしていなくても、**通知日から14日以内**であれば、あらためて入学料徴収猶予の申請をすることができます。)

◎入学料徴収猶予のみの申請…選考の結果は、4月下旬～5月頃に連帯保証人に通知します。

不許可になった場合は、不許可の通知日から14日以内に入学料の全額を納入していただくことになります。許可になった場合でも、納入期限までに入学料の全額を納入していただくことになります。

書類提出先及び問い合わせ先

【8:30～17:15(土、日曜日、祝日を除く)】

○札幌校	学生支援課学生支援グループ	電話 011-778-0269 FAX 011-778-0634 〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
○旭川校	教育支援グループ	電話 0166-59-1231 FAX 0166-59-1226 〒070-8621 旭川市北門町9丁目
○釧路校	教育支援グループ	電話 0154-44-3234 FAX 0154-44-3227 〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号
○函館校	教育支援グループ	電話 0138-44-4348 FAX 0138-44-4382 〒040-8567 函館市八幡町1番2号
○岩見沢校	教育支援グループ	電話 0126-32-0443 FAX 0126-32-0615 〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番

1. 入学料減免

入学料減免は、経済支援の一環として行っており、下記に該当し、減免が必要と認められる場合に、選考のうえ、入学料の全額又は半額が免除される制度です。

入学料減免を希望する者は、このしおりを良く読んで申請してください。

※申請をした場合は、結果が判明するまでの間は決して入学料を納入しないでください。(結果が判明するまでの間、入学料の納入が猶予されます。)

【入学料減免の対象者】

1. 経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀(大学院入学者のみ)と認められる者。
2. 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者
 - ①入学前1年以内(R5.4.1～R6.3.31)において、入学する者の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が困難な場合。
 - ②上記に準ずる場合であって、学長が相当と認める下記の事由があるとき
 - a.母子世帯又は父子世帯の者(母子世帯又は父子世帯の定義は学部の場合と同じです。)
 - b.生活保護世帯の者
 - c.学資負担者が、6月以上の長期療養中である者又は長期療養を必要と認められる者
 - d.学資負担者が、障害者である者
 - e.その他、a～dの事由と同等と認められる者

【学業成績の基準(大学院入学者のみ)】

大学院に入学する者の「学業優秀」とは下記のいずれかに該当する場合です。

- ・入学試験の成績が、本人の属する専修において上位3分の1以内
- ・出身大学で修得した科目の評点が次の別表1の基準を満たしていること

※出身大学の評価方法が別表1と異なる場合は、各校の教育支援グループ(札幌校は学生支援課)にご相談ください。

別表1

評価方法	算定方法及び基準値
①7段階評価(10点法) 例:10、9、8、7、6、5、不可	修得した科目の評点を全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が7.0以上
②5段階評価 例:A、B、C、D、不可	修得した科目の評点を、Aを4、Bを3、Cを2、Dを1に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が2.0以上
③4段階評価 例:A、B、C、不可 優、良、可、不可	修得した科目の評点を、優・Aを9.0、良・Bを6.5、可・Cを5.0に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が7.0以上

2. 入学料徴収猶予

入学料徴収猶予は、下記に該当し、猶予が必要と認められる場合に、選考のうえ、一定期間、入学料の徴収が猶予される制度です。

入学料徴収猶予を希望する者は、このしおりをよく読んだ上で申請してください。

※申請をした場合は、結果が判明するまでの間は決して入学料を納入しないでください。(結果が判明するまでの間、入学料の納入が猶予されます。)

徴収猶予後の納入期限は令和6年8月末日予定となります。納入期限までに入学料を納めない場合は学則により除籍となりますので、ご留意願います。

【入学料徴収猶予の対象者】

次の各号のいずれかに該当する者

1. 経済的理由によって、納入期日までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
2. 入学前1年以内(R5.4.1~R6.3.31)において、入学する者の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入期日までに入学料の納入が困難であると認められる場合
3. その他やむを得ない事情があると認められる場合

【学業成績の基準】

学部、別科または大学院に入学する者の「学業優秀」とは次のとおりです。

学部入学者……入学試験の成績が、本人の属する課程又は学科の上位2分の1以内

又は高等学校における調査書の評定平均値が3.0以上

別科入学者……入学試験の成績が、別科の上位2分の1以内

大学院入学者…入学試験の成績が、本人の属する専修の上位2分の1以内

又は出身大学で修得した科目の評点が次の別表2の基準を満たしていること

別表2

評価方法	算定方法及び基準値
①7段階評価(10点法) 例:10、9、8、7、6、5、不可	修得した科目の評点を全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が6.0以上
②5段階評価 例:A、B、C、D、不可	修得した科目の評点を、Aを4、Bを3、Cを2、Dを1に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が1.0以上
③4段階評価 例:A、B、C、不可 優、良、可、不可	修得した科目の評点を、優・Aを9.0、良・Bを6.5、可・Cを5.0に換算して全て合計し、全修得科目数で除して得た値(小数点以下第2位を四捨五入)が6.0以上

3. 提出書類

入学料減免・徴収猶予申請に必要な書類は下表のとおりです。

下表及び各様式に記載された注意事項を確認の上、提出してください。

【必ず全員が必要な提出書類】

提出を要する者	必要書類(証明書等)	発行先	注意事項
○申請者全員	・入学料減免申請書 ・入学料減免提出書類確認票	各校教育支援グループ (札幌校は学生支援課)	P74. 申請書の記入要領を 確認してください
○次に該当する申請者 ・大学院の新入学生 ・編入学・社会人及び私費外国人 留学生入試による新入学生	・申請者の出身校の成績証明書	出身校	学部一般選抜の入学生 は必要ありません。
○生計を共にする家族(全員分) ○学生本人で独立生計者 ※独立生計者でない学生本人及び 申請者(学生本人)以外の就 学者(小・中学生、高校生、 大学生等)は不要 ※専業主婦、祖父母については 必要	・所得証明書 ※申請時点で発行可能な最新のもの (今回の場合は、令和4年分の所得の証 明)	市区町村役場	・無職の場合でも提出する こと ・別居している場合でも生 計を共にしている場合は必 ず提出すること(独立して 生計している家族の分は不 要)
○学生本人(全員)	・(様式1) アルバイト等収入状況申立書 ※収入のある場合は、下記の収入に関する証 明書も併せて提出すること。		アルバイトをしていない場 合でも提出すること

以下は該当する方のみ必要な提出書類です。左欄に該当する方は必要書類を提出してください。

提出を要する者	必要書類(証明書等)	発行先	注意事項
○給与所得者	・令和5年分源泉徴収票(コピー)	勤務先	パート、アルバイトを含む
○事業・配当・営業・不動産・雑 所得等のある方	・令和5年分確定申告書、青色申告書、收支内 訳書、農業所得計算書等のコピー(※受付印の あるもの) ※確定申告をしていない場合は、市区町村 長へ提出する令和5年度市(町)民税申告 書等で令和5年分の収入金額、必要経 費、所得金額がわかる書類を提出してく ださい。		確定申告書は第一票(A 表又はB表)の他、第二 票も提出してください。
○商・工・農・林・漁業所得のあ る方、転作奨励金等を交付され た方			
○前年途中または今年新たに 就職した方	・(様式2)給与支給(見込)証明書	勤務先	発行が難しい場合は、勤 務開始から現在までの給 与明細書のコピー)
○家庭教師をしている方	・(様式3)家庭教師に関する証明書	家庭教師依頼主	
○内職収入のある方 ○家族以外から仕送りや養育 費等の援助を受けている方	・収入を証明する書類又は (様式4)内職収入に関する申立書 ・養育費・援助に関する申立書		
○無職の方	・(様式5)無職・無収入の申立書		18歳以上で就学、就職し ていない方
○年金・恩給受給者	・令和5年分年金所得の源泉徴収票 ・年金振込通知書の最新のもの ・年金改定通知書の最新のもの 以上のうちいずれかのコピー	日本年金機構等 (旧社会保険庁)	受給者氏名及び1年分の 金額がわかるように添付 してください。
○児童扶養手当受給者	・児童扶養手当通知書等のコピー	市区町村役場	
○雇用保険受給者 (失業者及び季節労働者)	・雇用保険受給資格者証、雇用保険特例受 給資格者証等のコピー(両面)	職業安定所 (ハローワーク)	昨年1年間の受給額が記 載されているもの

○入学前1年以内(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に臨時所得(退職金・保険金等)があった方	・退職金・保険金の支払(予定)証明書のコピー ーなど収入を証明する書類	勤務先 保険会社等	
○生活保護受給世帯	・保護決定(変更)通知書等のコピーなど受給額 のわかる書類(直近1年間分)	社会福祉事務所等	
○学生本人が給付型の奨学金を受けている場合	・奨学金受給額証明書等のコピー		日本学生支援機構 など貸与型の奨学金は除く
○国立の高専・大学・大学院等に兄弟姉妹が就学している場合	・(様式6)在学・授業料免除状況証明書 (申請時現在の証明が必要)	在学学校	
○上記以外の大学(公私立)及び専修学校に兄弟姉妹が修学している場合	・在学証明書(申請時現在の証明が必要)	在学学校	高校生以下は不要です。
○主たる家計支持者が別居している場合	・(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等) に係る支出状況申立書 ・支出を証明する領収書等のコピー		必ず領収書等を添付してください。
○長期療養者のいる世帯 ※長期療養者とは、申請時において6か月以上 にわたる期間療養中の人又は療養を必要と認められる 人を行い、一過性の医療費を除きます。	・医師等の証明書(診断書等) ・(様式8)長期療養に係る医療費控除証明書 ・6か月分以上の支出証明書(領収書等、医療費等の 支払金額がわかるもの)のコピー	医師、病院等	保険等により補てんされた金額は除かれます。
○障害者のいる世帯	・身体障害者手帳等のコピー (特別児童扶養手当受給者証や、障害児通所支援受給者証等の コピーを含む)	市区町村役場	
○入学前1年以内(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に主たる家計支持者が死亡した世帯	・死亡者分の上記の所得関係証明書、退職金・保険金等 臨時所得の証明書のコピー、住民票等	勤務先 市区町村役場等	
○入学前1年以内(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	・被災証明書、被災額証明書、災害(損害)保険等 支払証明書等、令和5年分確定申告書のコピー	消防署 市区町村役場等 保険会社	
独立生計者である大学院生	・申告者本人が被扶養者でないことを示す書類 (父母等の源泉徴収票・確定申告書のコピー)	勤務先 市区町村役場等	※独立生計者として認定される場合、「所得税法上、父母等の扶養親族でないこと」「父母等と別居していること」「本人(配偶者を含む)に収入があり、所得証明書が発行されること」の3つが必要条件であり、それを判断するための書類が必要です。
	・住民票(世帯全員の記載のもの)	市区町村役場等	
	・本人・配偶者分の所得証明書(申請日に取得できる最新のもの) ・本人・配偶者分の令和5年分の所得に関する書類(源泉徴収票・確定申告書等のコピー) ・健康保険証のコピー	勤務先 市区町村役場等	

4. 申請書の記入要領

申請書の記入にあたっては、申請時現在（入学手続期間中）の内容で記入してください。

特に、就学者の状況にはご注意ください。

※入学者本人以外の就学者については4月からの進学先の学校、進級学年ではなく、入学手続期間中の在学
校・学年を記入してください。

- ・入学者本人が、黒色のボールペン、万年筆等で記入してください。
- ・なお、不明な点があれば鉛筆書きにし、教育支援グループ（札幌校は学生支援課）担当者に相談してください。
- ・記入誤りを訂正する場合は、誤った箇所を二重線で抹消し、上部など空いているスペースに訂正後の内容を記入してください。
- ・所得等の金額は、千円単位で記入してください。（千円未満切り捨て）

1 「氏名」欄等

- ・入学・編入学の該当する方を○で囲んでください。
- ・受験番号欄を記入してください。ただし、学生番号欄は、記入しないでください。
- ・該当の学部等にチェックをし、学部入学生及び大学院入学生については以下の内容を記入してください。
学部入学者 …… 所属校名を記入してください。大学院入学者 … 校名、専修名を記入してください。

2 「本人」欄

- ・通学区分は、入学後の状況で該当する方を○で囲んでください。
- ・前年度の奨学金受給状況欄は、令和5年度に受給している給付型（返還不要）の奨学金のみ記載してください。（日本学生支援機構奨学金（貸与・給付とも）及び貸与型奨学金は、記載不要です。）
- ・アルバイト収入等がある場合は、この「本人」欄ではなく「収入状況」欄の本人欄に金額を記入してください。

3 「家族状況」欄

- ・申請時現在（入学手続期間中）の家族構成に基づいて各項目を記入してください。
- ・同居・別居を問わず、申請者と生計を同じにする者全員を記入してください。

[1] 「就学者を除く家族」欄

- ① 別居し、かつ、生計を共にしない兄弟姉妹・祖父母等は、記入の必要はありません。
- ② 大学院生で、以下の場合は独立生計として認定します。
 - a. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - b. 父母等と別居している者
 - c. 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ所得証明書が発行される者この場合、本人及び配偶者等の所得金額を「収入状況」欄に記入し、所得に関する証明書、父母等の扶養親族ではないことが確認できる書類を添付してください。
- ③ "父"又は"母"が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に記入せず、裏面の「母子・父子世帯」欄に必要事項を記入してください。
- ⑤ 未就学児童（幼稚園・保育園児等）、各種学校学生（専修学校の認定を受けていない学校）、予備校在学学生は、この欄に記入してください。
- ⑥ 「職業」及び「勤務先・役職名」欄には、具体的な職種及び会社名・店名(自営)等を記入してください。年金等を受給している場合は「年金受給者」、無職の場合は「無職」を「職業」欄に記入してください。

[2] 「就学者(本人を除く)」欄

- ① 就学者全員についての学校名・学年等を記入し、各項目（※印）の該当するものに○を付けてください。
所在市町村設置者の別（国立・私立・〇〇市立等）も必ず記入してください。（申請時現在の学年で記入）
- ② この申請書における就学者とは、次に在学するものをいいます。
小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学（短期大学・大学院・専攻科・別科を含む）・特別支援学校・専修学校（高等課程・専門課程在籍者）
（その他の各種学校生・予備校生・浪人生は、「就学者を除く家族」の欄に記入してください。）
- ③ 専修学校の場合には、正式な学校名を記入し、所在市町村名を記入してください。
「専高」は専修学校高等課程、「専専」は専修学校専門課程です。
- ④ 国立の大学及び高等専門学校に在学している場合は、「（様式6）在学・授業料減免状況証明書」での証明内容をもとに、令和5年度の免除について授業料免除欄の有・無どちらかを○で囲んでください。

4 「収入状況」欄

同居・別居を問わず、申請者と生計を共にする者全員(住所が同じ方を含む)の収入の状況を記入してください。
次の区分により所得金額を記入してください。

区分	所得（職業）の種類	
給与収入	源泉徴収票・給与証明・証書等をもとに、令和5年1月～令和5年12月の給与収入を個人別に記入してください。年金収入、傷病手当金、児童扶養手当、失業給付金、障害者手当等も給与所得に含みます。	
給与所得以外の収入	商工業	確定申告書等をもとに商業、工業による所得を記入してください。
	農林水産業	確定申告書等をもとに農業、林業、水産業、漁業による所得を記入してください。
	その他	① 開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・浴場業・理美容業・旅館業・クリーニング業等の職業による所得を記入してください。② 大工・左官等の職業による所得(建築会社に勤務し、一定の給与を受けている場合は、給与収入欄に記入)を記入してください。
	その他の雑所得	① 家賃・貸間代、地代、利子・配当、内職、親戚等の援助の所得を記入してください。② 本人にアルバイト等の収入があり、源泉徴収票、給与証明等がない場合は、この欄に記入してください。「(様式1)アルバイト等収入状況申立書」に記入、提出してください。③「親戚等の援助」には、親戚等からの援助、養育費等を記入してください。
上記以外の臨時所得	入学前1年間(令和5年4月～令和6年3月)の退職(一時)金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等を記入してください。	

(注) 所得者の死亡・退職等の理由により、上記と収入状況が異なる場合は、申請時現在の収入状況を記入してください。

※所得の記入方法について

原則として前年分(給与所得・給与以外の所得)を申請書に記入します。ただし、前年途中または今年新たに就職・転職をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票又は確定申告書からは確認できませんので、(様式2)給与支給(見込)証明書を添付し、年収見込額を記入してください。

○給与所得の収入金額(税込)欄の記入について

源泉徴収票の「支払金額」欄に書かれている金額を千円単位(千円未満切捨)で記入してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号		(受給者番号)	
				(役職名)	
氏名	(フリガナ)	キョウイク	タロウ		
		教育	太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	
	2 500 350	1 550 000	2 050 000	0	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
有 従有	千円 円	特 定	老 人	の 数	特 別
	160 000	人 従人	内 人 従人	人	人
		1		1	

※上記の例の場合は、申請書の「給料・役員報酬・専従者給与」の欄に 2,500(千円)と記入します。

入 学 料 減 免 申 請 書

ふりがな	入学年度	令和6年度 ※入学・編入学	□教育学部()校			
氏名	受験番号		□大学院教育学研究科()校			
	学生番号 (大学記入)		※(修士課程・専門職学位課程) →()専修			
			□養護教諭特別別科 (大学記入欄)			
収入状況	本人	父	母	千円	千円	千円
	給与・役員報酬・専従者給与	2,500				
	年金(老齢年金・遺族年金等)					
	失業給付金					
	生活保護法による扶助費					
	児童扶養手当等					
その他()						
計	2,500					

○給与以外の所得金額(税込)欄の記入について

事業所得のみの場合は、確定申告書の「所得金額」欄にある合計金額を記入してください。

事業所得と給与所得による複数の所得がある場合は、確定申告書の「収入金額等」欄に記載された該当する収入額(給与・年金等)を申請書「給与収入」の該当欄に記入し、事業所得を申請書「給与収入以外の所得」の該当欄に記入してください。

令和 05 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 B

住所: 002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目番3号

氏名: 教育 太郎

生年月日: 3/12/12

個人番号: FA0125

事業所得	営業等 (ア)		課税される所得金額 (①-④)又は第三表上の⑤に対する税額又は第三表の⑥	26	000
	農業 (イ)	10000000	配当控除 (27)	27	
	不動産 (ウ)	5000000	配当控除 (28)	28	
	利子 (エ)		配当控除 (29)	29	
	配当 (オ)		配当控除 (30)	30	00
	給与 (カ)	3000000	配当控除 (31)	31	
	公的年金等 (キ)		配当控除 (32)	32	
	その他 (ク)		配当控除 (33)	33	
所得	営業等 (1)		所得税及び復興特別所得税の額 (①+②)	42	
	農業 (2)	2110500	外国税額控除 (43)	43	
	不動産 (3)	3000000	源泉徴収税額 (44)	44	
	利子 (4)		申告納税額 (④-④④)	45	

※複数の事業収入や、給与や年金等がある場合は、それぞれを申請書の収入状況の該当する欄に記入してください。

※上記の例の場合は、給与収入「年金(老齢年金・遺族年金等)」の欄に 300(千円)と、給与収入以外の所得「農業」の欄に 2,110(千円)と、「その他の雑所得・家賃・地代・利子・配当」の欄に300(千円)と記入します。

入学料減免申請書

令和6年度 ※入学・編入学

氏名: 教育 太郎

入学年度: 令和6年度

試験番号:

学籍番号 (大学記入):

教育学部()校

大学院教育学研究科()校

※(修士課程・専門職学位課程) → ()専修

養護教諭特別別科

(大学記入欄)

収入状況	本人	父	母			
		千円	千円	千円	千円	千円
給与収入	給料・役員報酬・専従者給与					
	年金(老齢年金・遺族年金等)		300			
	失業給付金					
	生活保護法による扶助費					
	児童扶養手当等					
給与収入以外の所得	計		300			
	事業所得					
	農業		2,110			
	家賃・地代・利子・配当		300			
臨時所得	退職金					
	保険金					
	資産譲渡所得					
	その他()					
	計		2,410			

5 「特別控除関係」欄

[1] 母子・父子世帯

母子世帯又は父子世帯に該当する場合は、記入してください。

養育費・扶助費を受けている場合、「(様式4)養育費・援助に関する申立書」を併せて提出してください。

[2] 障害者のいる世帯

生計を共にする家族に障害者がいる場合は、記入し、障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。

[3] 長期療養者

申請時現在において6か月以上にわたり療養中の者又は療養を要すると認められる者をいいます。

療養費は、「(様式8)長期療養に係る医療費控除証明書」及び申請時から過去1年以内に支払った金額がわかる書類(領収書等)を併せて提出してください。

※ ただし、健康保険等で医療給付(高額医療費等補填分を含む)を受ける金額及び損害賠償等で補填される金額は除いてください。なお、「診断書(病名・申請時現在において6か月以上療養を要する旨の期間・現在の状況を明記したもの)及び「支払証明書(月々の支払いが明記されたもの)・領収書の写し等」が必要です。

[4] 主たる家計支持者の別居

主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合、別居のために特別に支出している金額を記入し、併せて「(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書」を提出してください。

ただし、住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限り、会社等から住居費等を補助されている場合はその金額を除いてください。支払いを証明する書類が必要です。

[5] 火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯

各種証明書を併せて提出してください。

[6] 父母以外の者で収入を得ている者

生計を共にする家族に該当者がいる場合、記入してください。申請者本人及びその配偶者は除かれますが、年金等の収入がある祖父母については記入が必要です。

6 「申請事由」欄

[1] 入学料減免を申請するに至った家庭事情

入学料の納入が困難な事由を、申請者本人(入学者)が、具体的に記入してください。

無職の者がいる場合はその理由・状況について、親の離婚等により別居している場合は仕送り(養育費)の有無について、など状況が判るように具体的に記入してください。

入学料の納入が困難であることが読みとれない場合や、各種ローンの返済で納入できない等の不適當な事情しかない場合は、申請書は受理できません。

[2] 主たる家計支持者が無職・失職の場合の生活費の出所

主たる家計支持者が無職・失職の場合、生活費の出所を記入してください。

「生活費の出所」は、親戚からの仕送り、雇用保険の受給等、具体的に記入してください。

[3] 家計収入が就学者の収入のみの場合は、本人の月収

家計の収入が、就学者の収入のみの場合、就学者の月収を記入してください。

7 「申請」欄

[1] 申請年月日

入学料減免の申請日(入学手続きの期間内)を記入してください。

[2] 免除・徴収猶予の別

入学料減免を申請する場合は、内容を確認のうえ欄に○印を付してください。

判定の結果、全額免除とならなかった際、併せて、入学料徴収猶予申請を希望する場合は、別途「入学料徴収猶予申請書」を提出してください。

[3] 本人(入学者)欄

申請者本人が自署してください。

[4] 連帯保証人(父母等)欄

連帯保証人が自署してください。連帯保証人は、学生保証人カード・誓約書に記載した父母等を記入してください。

5. その他注意事項等

- ① 「申請書」に記載された個人情報及び関係書類は、入学料減免選考業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
- ② 減免の許可後に記載内容が事実と異なることが判明した場合は、減免の許可を取り消します。
(この場合は、直ちに入学料を納入していただきます。)
- ③ 申請書提出後、記載内容等に変更が生じた場合は、直ちに申し出てください。
- ④ 申請書受付の際、記載内容等についてお聞きすることがありますので、ご承知おきください。
- ⑤ 申請内容について、後日、申請書に記入いただいた連絡先電話番号に確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ⑥ 提出期限を過ぎてからの申請は受け付けません。